

大阪市規則第96号

大阪市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

大阪市母子保健法施行細則（昭和41年大阪市規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第2（第4条関係） [表 略] 備考 [1・2 略] 3 所得割の額を計算する場合には、地方税法に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。 (1) 地方税法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第5項の規定は適用しないものとする。 [(2) 略] [4～7 略]	別表第2（第4条関係） [表 同左] 備考 [1・2 同左] 3 [同左] (1) 地方税法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、 <u>第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項</u> の規定は適用しないものとする。 [(2) 同左] [4～7 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。